

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

**児童扶養手当**  
 対象 日本国内に住所があり、次の支給要件にあてはまる18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童(政令の定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満)の母または養育者(母または養育者が老齢福祉年金以外の公的年金を受給できる場合は除く)支給要件  
 父母が離婚した児童  
 父が死亡または生死不明の児童  
 父に重度の障害がある児童  
 父が1年以上拘禁されている児童  
 父に1年以上遺棄されている児童  
 婚姻によらないで生まれた児童(認知した父の扶養がある場合は除く)  
 なお、昭和60年8月1日以降支給要件に該当し、平成15年4月1日現在5年を経過している方は時効により手当の請求をすることができません。支給制限 次の状態にある場合は該当しません。  
 児童が父または母の死亡により遺族年金等を受けることができる場合  
 児童が里親に委託されていたり児童福祉施設等に入所している場合  
 児童が父と生計を同じくしている場合  
 児童が母の配偶者(事実上の配偶者を含む)と生計を同じくしている場合

請求者または児童が日本に住所を有しない場合  
 事実上の配偶者とは、男性の住民票が同住所にある場合や定期的な訪問、生活費の補助等を受けている場合を含みます。  
 手当額 全部支給月額4万1千720円、一部支給月額4万1千710円から9千850円(所得に応じて10円きざみ)第2子は5千円、第3子以降1人につき3千円の加算  
 注意事項 手当の受給後資格がなくなっているにもかかわらず、届出をしないで手当を受給していると資格がなくなつた月の翌月からの手当額を全額返還していただくこととなります。また、受給資格がないにもかかわらず、偽りその他の不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処することがありますので、ご注意ください。  
 特別児童扶養手当  
 対象 20歳未満の中・重度の障害(おおむね愛の手帳1〜3程度、身体障害者手帳1〜3級、4級の下肢の一部程度、およびこれらと同程度以上の内部障害、または日常生活に著しい制限を受ける状態の精神障害)のある児童を養育している父母または養育者  
 手帳をお持ちでなくても指定の診断書により、申請することが出来ます。  
 児童が施設入所している場合、児童の障害を支給事由とする公的年金を受けることができる場合は支給されません。  
 手当額 重度障害児月額5万750円、中度障害児月額3万3千800円  
 各手当共通  
 各手当は、申請のあった翌

月分から支給されます。所得が限度額以上の時は、支給が停止されます。(左表参照)  
 なお、児童扶養手当に關しては、手当の受給者が母の場合、母が監護する児童の父

### 所得から控除できる額

種別	児童扶養手当		特別児童扶養手当(本人・配偶者等共通)
	受給者(母)	受給者(養育者)配偶者扶養義務者孤児等の養育者	
社会保険料相当額	80,000	80,000	80,000
障害・勤労学生控除	270,000	270,000	270,000
特別障害者控除	400,000	400,000	400,000
寡婦(夫)控除	0	270,000	270,000
寡婦特別加算控除	0	80,000	80,000
老年者控除	500,000	500,000	500,000
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額	控除相当額	控除相当額

配偶者は寡婦(夫)控除なし

### 平成17年度児童扶養手当・特別児童扶養手当所得制限限度額表

(平成16年中の所得・平成17年8月分~平成18年7月分手当に適用)

児童数	児童扶養手当			特別児童扶養手当	
	本人		孤児等の養育者配偶者扶養義務者	本人	配偶者扶養義務者
	全部支給	一部支給			
0人	190,000	1,920,000	2,360,000	4,596,000	6,287,000
1人	570,000	2,300,000	2,740,000	4,976,000	6,536,000
2人	950,000	2,680,000	3,120,000	5,356,000	6,749,000
3人	1,330,000	3,060,000	3,500,000	5,736,000	6,962,000
4人以上	1人増すごとに加算 380,000			1人増すごとに加算 213,000	
1人につき加算	特定扶養 150,000 老人扶養 100,000	60,000 (老人扶養のみは2人目から)	特定扶養 250,000 老人扶養 100,000	老人扶養 60,000 (老人扶養のみは2人目から)	

から、母または児童が受取る養育費について、その金額の8割が母の所得として取り扱われます。  
 子育て支援課(☎内線152、☎内線214)

## 市民相談室をご利用ください!

両庁舎にある市民相談室では、一般市民相談のほか、各種専門家による専門相談を開設しています。すべて無料で秘密は守られますので、安心してご利用ください。  
**一般市民相談**  
 日常生活のなかでの悩みごと、困ったことについて、また、専門機関の紹介などについて、市の職員等が相談に応じます。  
**専門相談内容**  
 法律相談：弁護士による相談  
 離婚、金銭貸借、損害賠償、日常生活上の法律相談  
 人権・身の上相談：人権擁護委員による人権侵害、家庭内のもめごと、近所関係などの相談  
 税務相談：税理士による相続税、贈与税、不動産取得税、所得税等の税務に関する相談  
 交通事故相談：弁護士による交通事故の損害賠償問題、示談の方法、保険の手續きなどの相談  
 不動産相談：宅地建物取引主たる者による土地、建物などの不動産取引、借地借家などに関する相談  
 登記相談：司法書士による土地・建物の名義、抵当権の設定、所有権移転登記、仮登記、法人登記など登記全般相談  
**表示登記：土地家屋調査士による土地の分筆、地目変更、隣家との境界などの相談**  
 年金・労災・雇用保険・人事一般相談：社会保険労務士による年金、労災、雇用保険、人事一般に関する相談  
**行政相談：行政相談員による国の行政機関等に対する苦情、意見、要望等相談**  
 相続・遺言・成年後見等手續き相談：行政書士による官公庁に提出する各許認可、申請の手續き、権利義務に関する書類や事実証明に関する書類の作成に関する相談(遺言、相続、分割協議書、成年後見制度等)  
 専門相談は、原則として30分以内です(人権・身の上相談は60分)。すべて予約制です。相談日を無料市民相談(本号6面)の欄で確認のうえ、希望する庁舎の市民相談室までお問い合わせください。  
 問合せ 市民相談室(☎内線1432、☎内線2115) 生活文化課(☎内線1412)



## 違法駐車はみんなの迷惑

取り締まり・処分が強化(6月1日施行)  
 違法駐車は、交通渋滞や交通事故の原因になり、救急車や消防車などの緊急車両の通行妨害にもなります。駐車車両による事故原因として、  
 ・駐車車両に衝突する事故(特に夜間)  
 ・駐車車両があるため進路変更した際の事故  
 ・駐車車両前後の飛び出し事故  
 ・駐車車両による歩行者等の発見の遅れによる事故等があげられます。  
 田無警察署では、次の路線、地域を重点に、安全で円滑な交通の確保および事故の原因とならないよう、取り締まり活動を推進します。  
**重点路線・重点地域** 左表参照  
 問合せ 田無警察署(☎467・0110) 交通計画課(☎内線247)

重点路線	通称道路名	区間
1	青梅街道	東伏見3~6先東伏見4丁目交差点~田無町1丁目交差点~総持寺・田無神社前交差点~芝久保3~30先の間
2	富士街道	富士町2~7先高塚交差点 田無町1~12先
3	かえで通り	東町3~5先(保谷駅南口先) 富士町4~13先(東伏見駅北口先)
4		田無町5~10先新青梅街道北原西交差点 田無駅北口ロータリー
5	新青梅街道	北原町1~1先北原1丁目交差点 富士町3~9先
6	谷戸新道	北原町1~1先北原1丁目交差点 ひばりヶ丘駅南口ロータリー

重点地域	地域	備考
1	重点路線(1~6路線)周辺	
2	田無駅を含む田無町1~5丁目、南町4~5丁目および周辺	西東京市違法駐車等の防止に関する条例重点地域
3	東伏見駅を含む東伏見2~3丁目、富士町4丁目および周辺	
4	柳沢駅を含む柳沢1、6丁目、保谷町3丁目および周辺	
5	ひばりヶ丘駅を含むひばりが丘1~2丁目、住吉町3丁目、谷戸町2~3丁目、ひばりが丘北3~4丁目および周辺	

児童手当・児童育成手当の現況届をお忘れなく  
 平成18年5月まで児童手当・児童育成手当を受給されている方は、現況届を提出してください。  
 届出用紙は、6月初旬にお送りしますので、6月30日(金)までに必ず提出してください。なお、提出がないと6月からの手当の支給が停止されます。  
 (両庁舎1階)

児童手当は、平成18年4月1日施行の法改正により、5・6年生の増額申請用紙(額改定請求書)を同封しますので、現況届と一緒に子育て支援課へ提出してください。  
 郵送でも提出可能ですので、お早めに提出をお願いします。  
 子育て支援課(☎内線1525、☎内線214)